

定期積金規定新旧対照表（改正箇所のみ抜粋）

新	旧	備 考
<p>1. （掛金の払込み） （略）</p> <p>2. （証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p>	<p>1. （掛金の払込み） （略）</p> <p>2. （証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。</p>	<p>改定日 2026 年 10 月 1 日</p>